

## 社会福祉法人明石市社会福祉協議会役員等で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明石市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の社会福祉法人明石市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第10条及び第25条の規定に基づき、役員等で非常勤のもの（以下「非常勤役員」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事長、副理事長、常務理事、理事及び監事）
- (2) 評議員

(報酬)

第3条 役員等で非常勤のもの（以下「非常勤役員」という。）の報酬は、その職務のため評議員会、理事会又は監事監査（以下「会議等」という。）への出席1回につき1,113円とする。ただし、同一日に同一場所で引き続き会議等が行われる場合は、1回とみなす。

(役員報酬の総額)

第4条 定款第25条に規定する役員報酬の総額は、110,187円【(理事13名×6回＋監事3名×7回)×1,113円】とする。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、本会職員就業規程第22条第2項に規定する旅費相当額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、非常勤役員の会議等への出席に対する旅費の額は、当該役員の自宅又は事務所等の所在地から開催地までの実費相当額とし、自動車使用の場合は、駐車料代金として600円とする。ただし、同一日に同一場所で引き続き会議等が行われる場合は、1回とみなす。

(報酬等の支給方法)

第6条 第3条及び前条に規定する報酬及び旅費の支給については、本会職員に支給する給料又は旅費の例による。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (平成29年規程25号)

(施行期日)

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則 (令和2年規程5号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。